

社会教育施設における共催、後援及び協賛の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市の社会教育施設（以下「施設」という。）が、市及び関係行政機関以外のものの行う行事の共催、後援及び協賛（以下「共催等」という。）を承認することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 学校教育・社会教育に関する展覧会、講習会、研究会、競技会、その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 協賛 行事の趣旨に賛同することをいう。

(承認の基準)

第3条 施設は、市又は国若しくは他の地方公共団体の教育施策の推進上有益であると認めるもので、公民館の対象区域又はこれに準ずる規模を有する行事について、共催等を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事においては、この共催等をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) 公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるもの

(申請の手続)

第4条 施設の共催等の承認を受けようとするものは、当該行事の開催日の原則として1か月前までに共催等承認申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて、施設に申請しなければならない。

- (1) 行事を主催する団体の概要を示す書類（定款、規約、会則、事業計画書、予算書及び役員名簿等）
- (2) 行事の目的及び内容が詳細に分かる書類
- (3) 行事の収支予算
- (4) 行事のプログラム、ポスター及びパンフレット等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類については、施設が確認できる場合においては、省略することができる。

（承認等の通知）

第5条 施設は、前項の申請を受けたときは、速やかに、共催等承認通知書（第2号様式）、共催等不承認通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

（共催等承認の取消）

第6条 施設は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、共催等の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に違反したとき
- (2) 共催等の承認の条件に違反したとき

2 前項により共催等の承認を取り消した場合においては、当該承認にかかわるものに対し、共催等承認取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（報告）

第7条 共催等の承認を受けたものは、行事終了の日から1ヶ月以内に共催等実施報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

船橋市

あて

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

共 催 等 承 認 申 請 書

このことについて、共催・後援・協賛の承認を下記により申請します。

記

1. 行事の名称
2. 主催者、後援者名
3. 行事の趣旨
4. 実施日時
5. 実施場所
6. 参加予定者数及び参加の方式
7. ポスター・広告・賞状等
8. 収支予算案（別紙添付）
9. 連絡先 氏 名
電話番号

(第2号様式)

第 号
年 月 日

様

船橋市

共 催 等 承 認 通 知 書

年 月 日付で、貴団体より申請のあった行事の
共催・後援・協賛を下記により承認します。

記

1. 行事の名称

・日 時

・場 所

2. 条件

(第3号様式)

第 号
年 月 日

様

船橋市

共 催 等 不 承 認 通 知 書

年 月 日付で、貴団体から申請のあった行事の
共催・後援・協賛を下記により不承認と決定したので、通知します。

記

1. 行事の名称

2. 不承認の理由

(第4号様式)

第 号
年 月 日

様

船橋市

共催等承認取消通知書

年 月 日付けで承認しました行事の共催・後援・協賛を
取り消しましたので、通知します。

記

1. 行事の名称

2. 取り消しの理由

(第5号様式)

年 月 日

船橋市

あて

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

共 催 等 実 施 報 告 書

年 月 日付で、共催・後援・協賛を受けた行事について、
下記のとおり実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

1. 行事の名称
2. 実施日時
3. 実施場所
4. 行事の内容（成果、参加人数等）
5. 収支決算書（別紙添付）